

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業に伴い 生活資金でお悩みの皆様へ

生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）特例貸付の実施

山梨県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

資金種類

緊急小口資金
総合支援資金（生活支援費）

緊急小口資金

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■ 貸付上限額

10万円以内

※次に掲げる特に必要と認められる場合は20万円以内

- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者や濃厚接触者がいるとき
- イ 世帯員の中に要介護者がいるとき
- ウ 世帯員が4人以上いるとき
- エ 世帯員に i または ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として臨時休業した、小学校、特別支援学校、保育所、幼稚園、認定こども園に通う子
 - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校、特別支援学校、保育所、幼稚園、認定こども園に通う子
- オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- カ アからオまでに掲げるもののほか、特に貸付需要があると認められるとき

■ 貸付方法

据置期間（返済までの猶予期間）： 貸付日から1年以内
償還期限（返済期限）： 据置期間終了後2年以内

■ 受付時に持参いただくもの

- ① 身分を証明する書類（運転免許証・健康保険証など）
- ② 本人の印鑑
- ③ 貸付金の振込先口座（本人口座）が確認できる通帳
- ④ 収入が減少したことがわかるもの（給与明細、預金通帳など）

※ 収入の減少を証明する書類の提示が難しい場合は、受付時にその旨お申し出ください

総合支援資金（生活支援費）

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による継続的な支援を受けていただくことが要件となります。

※ 緊急的な貸付が必要な場合には、まず「緊急小口資金」の申込を検討いただく場合があります。

■ 貸付上限額

2人以上世帯：月 20 万円以内

単身世帯：月 15 万円以内

※貸付期間：原則 3 カ月以内

■ 貸付方法

据置期間（返済までの猶予期間）：貸付日から 1 年以内

償還期限（返済期限）：据置期間終了後 10 年以内

■ 受付時に持参いただくもの

- ① 身分を証明する書類（運転免許証・健康保険証など）
- ② 本人の印鑑
- ③ 貸付金の振込先口座（本人口座）が確認できる通帳
- ④ 収入が減少したことがわかるもの（給与明細、預金通帳など）

※ 申込にあたっては、確認のため必要な書類の提出をお願いすることがあります

受付窓口

申込は、お住まいの**市町村社会福祉協議会**で受け付けます

※来所による申込が困難な方は、事前に電話でご相談ください

社協名	電話	社協名	電話
甲府市社会福祉協議会	055-225-2116	富士吉田市社会福祉協議会	0555-23-8105
都留市社会福祉協議会	0554-46-5115	山梨市社会福祉協議会	0553-22-8755
大月市社会福祉協議会	0554-23-2001	韮崎市社会福祉協議会	0551-22-6944
南アルプス市社会福祉協議会	055-283-8711	北杜市社会福祉協議会	0551-47-5202
甲斐市社会福祉協議会	055-277-1122	笛吹市社会福祉協議会	055-265-5182
上野原市社会福祉協議会	0554-63-0002	甲州市社会福祉協議会	0553-44-2612
中央市社会福祉協議会	055-274-0294	市川三郷町社会福祉協議会	055-272-4179
早川町社会福祉協議会	0556-45-3003	身延町社会福祉協議会	0556-62-3773
南部町社会福祉協議会	0556-64-2075	富士川町社会福祉協議会	0556-22-8911
昭和町社会福祉協議会	055-275-0640	道志村社会福祉協議会	0554-52-2072
西桂町社会福祉協議会	0555-25-3333	忍野村社会福祉協議会	0555-84-4121
山中湖村社会福祉協議会	0555-62-2227	鳴沢村社会福祉協議会	0555-85-5008
富士河口湖町社会福祉協議会	0555-72-1430	小菅村社会福祉協議会	0428-87-0431
丹波山村社会福祉協議会	0428-88-0480		

実施主体

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会（生活支援課）

甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ 4 階（電話 055-254-8610）